

(様式1)

あ 教 教 発 第 31 号

令 和 3 年 5 月 31 日

文部科学大臣 殿

あきる野市長 村木 英幸

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

あきる野市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

--

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

建物の構造部分に係る耐震化は既に完了しているものの、地震時においては、天井材、照明器具等の非構造部材が落下することにより児童生徒に重大な被害を与えるおそれがあることから、校舎、体育館及び武道場の非構造部材耐震化を計画的に実施し、安全性の確保を図る。 令和3年度以降も引き続き、優先度の高い非構造部材から順次耐震対策を実施していく。
--

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

--

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

--

(5) 施設の特徴に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		10 校
中学校		6 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	3 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	16 箇所
	学校武道場	4 箇所
	社会体育施設	箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup>	有	令和3年3月
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	無	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本施設整備計画は、計画期間終了後に、当市教育委員会事務局内において各目標の達成状況や各事業の実施状況などについて評価を行い、事後評価シート(原案)を作成する。

事後評価シート(原案)を当市ホームページにて一定期間公表し、公表期間中に市民から意見等があった場合は、その結果を踏まえて事後評価シートを完成させ、再度ホームページで公表する。

